

静岡県告示第308号の2

被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第37号の2）の一部を次のように改正する。

令和5年4月21日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。</p> <p>様式第1号 （略）</p> <p>被災中小企業再建支援事業費補助金 交付申請書</p> <p>（略）</p> <p><u>令和4年度</u>において、被災中小企業再建支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分<u>及び令和5年度分</u>の補助金に適用する。</p> <p>様式第1号 （略）</p> <p>被災中小企業再建支援事業費補助金 交付申請書</p> <p>（略）</p> <p><u>令和 年度</u>において、被災中小企業再建支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。